

## 平成28年度鎌ヶ谷市男女共同参画推進懇話会第1回会議録

日 時 平成28年6月2日(木) 10:00～12:00  
場 所 きらり鎌ヶ谷市民会館内中央公民館学習室3  
出席委員 内海崎貴子会長、平田真裕美委員、右京裕子委員、田中誠次委員、  
平林光江委員、浅岡正人委員、秋谷久美委員、中臺勝正委員  
欠席委員 山田芳裕委員、堤弘実委員  
事務局 高岡市民生活部長、西山市民活動推進課長、鈴木男女共同参画室長、  
高橋主査、山崎プロジェクトマネージャー  
傍聴者数 0名

### 会 議 内 容

- 委員の交代があり、会議に先立って委嘱状交付式が行われ、高岡部長から浅岡委員に委嘱状が交付された。
- 交代された委員及び平成28年度人事異動により交代の事務局自己紹介

委員氏名	自己紹介内容
浅岡 正人委員	・鎌ヶ谷市校長会より代表ということで参りました。お役に立てるように頑張りますのでよろしくお願いたします。

- 1 開 会 鈴木男女共同参画室長
- 2 会長挨拶 内海崎男女共同参画推進懇話会会長
- 3 会議録署名人の選出 名簿順により平林委員、浅岡委員が選出された。
- 4 議 題
  - (1) 鎌ヶ谷市男女共同参画推進計画 第2次実施計画について
  - (2) 「男女共同参画計画」進行管理について(27年度報告・28年度計画)
  - (3) その他
  - (1) 鎌ヶ谷市男女共同参画推進計画 第2次実施計画について  
(事務局) 資料により説明  
  
(会 長) ただ今のご説明について、何かご質問等はございますか。  
ないようでしたら、報告(1)につきましては終了とさせていただきます。
  - (2) 「男女共同参画推進計画」進行管理について  
(平成27年度)

(事務局) 資料により説明

(会 長) ただ今のご説明について、何かご質問等はございますか。

まず、男女共同参画推進計画第1次実施計画の進行管理について項目ごとに説明がありました。その後C判定D判定について、なぜそうなったのかの説明がありました。まず、ここまでで質問ありませんか。それでは、また何かございましたら後で、質問をお願いします。

(事務局) 第1次実施計画で実施事業として特に成果を上げている事業について報告

資料により説明

こども支援課事業説明

「女性委員の登用のための公募枠の拡大」の公募委員の件

アプリの導入、「子育て・介護等情報の提供」の子育てガイドブックの作成について

健康増進課事業の説明

「正しい性教育の普及」

「思春期における健康支援」について

(会 長) ただ今、第1次実施計画で実施事業として特に成果を上げている事業の概要と成果について報告がありました。質問も含めてご意見を伺いたいと思います。いかがでしょうか。

(委 員) カレンダーの日程が上手くいかなかったという話でしたが、例えば子育て向けの事業カレンダーを、アプリに載せると良いのかなと思いました。今、ゴミの関係もアプリでやっていますよね。アプリはお金がかかると思うのですが、うまく連動させるのはいいのかなと思います。

目標6の地域防災計画の男女共同参画の視点に立った安心・安全なまちづくりですが、東日本大震災でもそうでしたが、今回の熊本地震でも災害弱者に対して、実際に避難所などでいろいろと問題が起きています。今回、鎌ヶ谷市でも防災ハンドブックができたのですが、今までより見やすくなっています。しかし、具体的にどうしたら良いのかが示されていない。安全対策課だけでこれをやっこうとすると無理があるので、ほかの課と連携して、補足できるようなものを作っていくのはどうか。例えば、介護など男女共同参画の視点で補うようなことがあっても良いのではと思うので、検討していただけるとよいと思います。

(事務局) ご意見を安全対策課に伝えます。

(会 長) こども支援課の子育てハンドブックをリニューアルして、とても成果が上がっていると報告がありましたので、できましたら委員の皆さまに見ていただくというのが大切なのではないでしょうか。

男女共同参画の視点からどう作成されているのか、担当課が男女共同参画の視点をお持ちかどうか等見せていただきたいのですが。

もう1点、女性委員の登用のための公募枠の拡大をしていますが、委員になった方の年齢構成等も大事ですので、偏りが出ているかどうか教えていただけるとよろしいのですが。

(事務局) わかりました。確認させていただきます。子育てハンドブックについては、後ほど配付できるように担当課と調整いたします。

(会 長) また、健康増進課で成果を上げられている「正しい性教育の普及」について、進行管理表の標記の仕方ですが、実績の中で「教育することができた」、この表現はいかがでしょうか。「教育」という言葉はできましたら「情報提供できた」等がよろしいのではないかと思います。

(委 員) 「教育」というのは言葉として強いですね。教え込むと言う意味合いがありますから、できれば変えた方がよろしいのではないかと思います。

あと、事業NO.75「思春期における健康支援」の実績内容で「保健体育」とありますが、小学校は「体育」、中学校は「保健体育」となるので保健体育指導となると中・高となります。

(会 長) 思春期の問題は小学校から継続しているので、小学校と中学校を分けて標記していただいた方がよいと思います。

(事務局) ご意見を指導室に伝えます。

(平成28年度)

(事務局) 資料により説明

(会 長) ただ今のご説明について、何かご質問等はございますか。

新規事業が2事業ありましたが、

- ・消防警防課新規事業

「消防団への女性の参画」について

- ・男女共同参画室新規事業

「女性の就職促進支援事業の実施」について

いかがでしょうか。

「女性の就職促進支援事業」については、「就労」ではなく「就職」でいいですか。「就職」と「就労」では意味合いが異なりますので、鎌ヶ谷市では「就職」でよろしいですか。

(事務局) 鎌ヶ谷市では就職としております。

(会 長) 「就労」だと子育てしながら仕事ができるような意味になります。国が「就労支援」といっているのは、パート等も含め広い意味で捉えています。しかし「就職」とすると、これをご覧になった方が、ハードルが高くなって、きちんとした形で企業や事業所にお勤めすることと構えてしまうのではないのでしょうか。もう少しハードルを下げた方が良いのではないのでしょうか。「再就職」となるともっとハードルが上がってしまうのではないのでしょうか。

パソコンは大事なのですが、働きたいと思っている女性がどのように思っているのか、確認することも必要です。そして、参加できる方を広げることが大切です。

子育てを経験した方が、ある程度学習したうえで、保育園に預けなくてもパートタイムで働けるようなことであれば「就労」の方が意味は広いです。また、パソコンだけでなく資格取得もありますので、対象を広げた方が良いのではないのでしょうか。

(事務局) 本年度は、商工振興課とも連携をとりまして、パソコンだけではな

く、例えば次は、履歴書の書き方セミナーであったり、就職までに続けられるセミナーの実施を考えております。

(会 長) みなさん、いかがでしょうか。

鎌ケ谷市では再就職という考え方になるのですか。

(委 員) 私が聞いている範囲では、産休を取り、今度は育児休暇を取って、保育園を考え、保育園を色々申し込んでも上手くいかない。産休中に待ちの人達がすでにいますので、入所を待っている状態で、育児休暇を延ばすことを繰り返している間に会社を辞めないといけなくなる。そうすると、逆に再就職をしなければならない予備軍のような人達がこのような講座を必要としているようです。

(会 長) そうすると、鎌ケ谷市は「就職」の方が良いのでしょうか。

(委 員) はっきりではないですけど、何となく周りで聞いていると、ちょうど30代の方がそのようなことを言っていますので、再就職希望者が増えているのかなと思います。

(会 長) 今のようなご意見から鎌ケ谷市では「就職」の方が良いことになるわけですね。ただし、そのことを明確に出さないと、必要としているところに情報が届かないことになります。

「就労」にすると対象が広がりますから、しばらく子育てを中心にされていた方々が、まず始めの一步としてやってみようかなと思っている人も含めるのであれば「就労」の方が良いと思いますが、特化してとにかく子育て世代で就職したいと言う人を対象にするのであれば

「就職」の方が分かりやすいのかもしれませんが。その場合には対象を明確にしないとイケませんね。

(委 員) 「就職」は確かにハードルが高いですから、「就労」を含めてはどうなのでしょう。

(委 員) 「職業」の「職」ですが、この「職」と言う字は便利で、例えばアルバイトも職となりますから。

(事務局) このパソコンセミナーについては、昨年国の補助金を使って同じセミナーをしております。国の補助金では「就職」という目的で行っておりまして、計画の中で5年間継続して行うこととしております。

今年度は、女性のためのエンパワーメント講座の中でハローワークの職員の方による再就職のための職探しセミナーを実施する予定となっております。

(会 長) では、これは「就職」ではなく「再就職」にした方が分かりやすいですね。国の補助金が「再就職」なのであれば「再就職」ですね。ほかにいかがですか。

(会 長) 消防団についてですが、全体の中で女性は何名ですか。

(事務局) 男性の中に女性が採用されたのではなく、女性だけの消防団として発足されています。

(会 長) わかりました。では、これから人数を増やしていくのでしょうか。

(事務局) そのような気がします。

### (3) その他

(会 長) では、その他ですが、条例に関する説明をお願いします。

(事務局) 平成28年2月に開催した懇話会において、男女共同参画推進計画

第2次実施計画（案）として、事業 NO.79「男女共同参画条例制定の検討」を「男女共同参画条例制定に向けた条件整備」に変更させていただいております。

懇話会では「社会的支援の充実を図っていく根拠として条例があるということ、市民に理解していただくために情報提供していく必要がある。」というご意見の一方で「第2次実施計画では、条例制定に向けた作業について、いつ頃から着手するか、目標として決めておくこと」とのご意見もいただいております。

しかしながら、鎌ヶ谷市の条例制定の現状につきましては、市民意識の向上、男女共同参画の周知等、男女共同参画の意識醸成を図り、気運を高めていくことが必要と考えております。条例制定の手続きとして、パブリックコメントの必要性も十分認識しているところで、より市民の皆さまには理解していただきたいと考えております。

千葉県内では7市が条例制定済みとなっておりますが、28市は計画に基づき事業を進め、男女共同参画の意識醸成を図り、気運を高めていく過程において検討していくため、現在、条例制定は未定という状況です。

このようなことから、平成28年度より本市における条件整備に着手していく等、鎌ヶ谷市男女共同参画推進計画第2次実施計画を着実に実現していきたいと考えております。

(会 長) 現在の状況では、鎌ヶ谷市で条例制定することは少し早いのではないだろうかということですね。まずは条件整備ということで、男女共同参画に関しての意識を高めていく、そのための啓発活動等を行いつつ、条例化できるような環境づくりをしていきたいということで平成28年2月に鎌ヶ谷市男女共同参画推進計画第2次実施計画作成時に変更したところですが、いかがでしょうか。

(委 員) 時期が未だ早く、条件整備になりますということであれば、それはそれでよろしいのですが、実際にどういう条件を提示していくのかを掲げた方が明確になると思います。

(会 長) 具体的な流れを示す必要があるということですね。

文京区は、区民意識調査を数回行い、男女共同参画条例の制定について必要か必要ではないかを調査したところ、非常に区民の意識が高く、条例が必要だという意見が出ました。ただし、条例を作るのは大変で、何が大変かという、議会を通さなければならないですね。文京区も23区の中では決して早い制定ではありませんが、区民の意識が高く、議会も承認しました。男女共同参画条例は理念条例ですので作る方も大変なところがありますが、新しい考え方を入れることが大切です。条例を制定せず、推進計画で事業をしっかり管理していくという考えの市町村もあります。条例制定を必ずしも行わなければならないということではないですが、委員のおっしゃったように、理念のあることが、実は次の計画を考えるときの柱になります。何かあったときにその条例に戻れば良いのですから、考え方はしっかり作っておくということなので、これはどちらにするのか、この会議で話し合うにしても情報がないと話ができないので、先ほど話をした市民意

識調査の中で条例関係についてどのように考えているのか調査を入れる、あるいは、職員、教職員がどのように考えているのか、どのような意識を持っているのか調べたうえで、鎌ヶ谷市はどのような対応が必要なのかということを考えていくという一つの工程でありますね。それ以外にも我孫子市、市川市、市原市など千葉県内の条例を持っている市町村の制定プロセスを示していただいても、考える準備になるのかなと思っています。こういうことをやらないといつまで経っても進まない。どうして「条例制定」になっていたものが、「条件整備」になったのか聞かれたときに困りますよね。そのところは少し考えていただいた方が、良いと思います。

(委 員) 条件整備ということは整っていなければならない条件がクリアできていないことなので、その条件とは何か。ではその条件を整えるためには何が必要なのかというようにならないと。

(会 長) ですから工程表を作っていた方が、よろしいのではないですか。

(事務局) 市民の皆さんに関わる条例については、行政で作った条例をできましたから使って下さい、というやり方はしない、そのためにも市民の皆さまにも男女共同参画ということがどういうことなのか知っていただきたい。パブリックコメントをするにあたって、男女共同参画を理解しているのと、知らないのとでは関心の度合いが違ってきます。市民の皆さんにも関係している条例ですので、市民の皆さんに密着できるような条例にしていきたいので、まずはその辺りを条件整備したいと考えています。

(会 長) それは、男女共同参画室が条例の案を作って議会に諮るための条件整備ですよ。それはもっと具体的なことですね。市民や、あるいはいくつかの団体が条例を作るということもあるでしょうし、議員さんから提案があるということもあるでしょうから、そこはこれからですね。

男女共同参画室から案を提出し、パブリックコメントを実施したときに反対されないようにという考えがあるのでしょうか、もう少し具体的に示していただきたいですね。

男女共同参画は国がリーダーシップをとって推進をしないと進まない。そのときに市町村が条例を作ってやるのか、計画をかなり厳しく設定して進行管理をするのか。それをどちらにするのか考えていただいた方がよろしいかなと思います。条例を作るとどうなるのか、計画を推進するとどうなるのか、いくつかの市町村の例を確認してください。

次は、男女共同参画週間事業の件ですね。

(事務局) 資料により説明

(会 長) ほかに何かご発言はありますか。ないようでしたら、本日の会議は終了とさせていただきます。ありがとうございました。

○以上で会議は終了した。

会議録署名人の署名

以上、会議の経過を記載し、相違ないことを証するため次に署名する。

平成28年8月30日

氏名 平 林 光 江

氏名 浅 岡 正 人